平成２７年（フ）第１５８号
北海道石狩市花川南９条３丁目149番地
破産者　株式会社進士
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４０号
名古屋市東区泉３丁目１番30号
破産者　エムズインダストリー株式会社
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７１４号
愛知県海部郡蟹江町源氏１丁目69番地
破産者　株式会社ダイワエンタープライズ
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６３号
名古屋市中川区戸田西１丁目2604番地
破産者　株式会社ネクステージ
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５１３号
大阪市天王寺区上本町３丁目５番16―711号
破産者　株式会社ＷＯＲＬＤ　ＨＯＵＳＥ
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３１２号
大阪府守口市八雲西町４丁目16番２号
破産者　有限会社セイシンアビリティ
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９号
大阪府東大阪市若江東町１丁目４番13号
破産者　株式会社大江建設
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７４号
大阪市都島区高倉町１丁目８番28号
破産者　クライン文庫株式会社
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１号
堺市堺区柳之町西２丁１－３、商業登記簿上
堺市堺区柏木町４丁１番18号
破産者　株式会社オオカワ
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
神戸市長田区戸崎通３丁目５番９－２号
破産者　株式会社シンプウ
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３３号
徳島市北沖洲４丁目１番38号
破産者　有限会社丸重米津青果
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９４号
沖縄県浦添市牧港２丁目54番２号
破産者　株式会社五洋リース
1　決定年月日　平成27年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１号
静岡県沼津市大諏訪847番地の１、前本店所在地静岡県沼津市小諏訪字正改38番地の１
破産者　日武建設株式会社
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３５１号
静岡県伊豆の国市田京856番地の２
破産者　有限会社浜田建設
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
愛知県丹羽郡大口町秋田３丁目57番地
破産者　有限会社益田製作所
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３１号
愛知県江南市東野町郷前西34番地
破産者　尾関　孝徳
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９３号
三重県鈴鹿市三日市３丁目５番12号
破産者　鎌田　博之
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７号
三重県津市藤方1921番地11
破産者　田中　岳夫
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４０号
京都市東山区祇園町南側570番地128
破産者　有限会社ケイ・アール・ピー
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５７９号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目３番３号
破産者　有限会社クオーツ
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６号
兵庫県西宮市羽衣町４番23号
破産者　株式会社アルファキューブ
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２８号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台７丁目140番地
破産者　株式会社菱芳砿産
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第６９号
広島県三原市明神３丁目16番20号
破産者　有限会社ヒロミ建設
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部